

法律名	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法
施行日	平成5年 平成15年改正
目的	我が国の資源エネルギー事情、環境の保全に係る最近の事情その他の我が国経済をめぐる最近の諸事情の変化にかんがみ、事業者等によるエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する所要の措置を講ずることにより、新たな経済的環境に即応した資源エネルギーの合理的かつ適切な利用等を促進し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（第1条）
対象者	特定事業活動を行う事業者及び特定設備を設置しようとする事業者
規制対象事業規模	特になし
規制内容	<p>資源の再生利用事業活動の規制ではなく、促進が目的で、支援に関する事項が定められている。資源の有効利用を図るために、特定事業活動を行う事業者、または特定設備の設置事業者として認定されれば、公的機関の債務保証などの特典がある。</p> <p>バイオマス関連の特定事業活動は以下の通り。（第2条）</p> <p>1) 工場・事業場におけるエネルギー使用合理化設備の設置等</p> <p>2) エネルギー使用合理化に資する工業製品製造に係る技術(アルコール製造技術であって、燃料消費に伴い発生する二酸化炭素を原材料として用いることを目的とする研究開発)（施行令第1条）</p> <p>3) 使用済物品・副産物の発生抑制、再生資源・再生部品の利用あるいは分別回収を行う業種(パーティクルボード製造業又は纖維板製造業、紙製造業)（施行令第3条、第5条）</p> <p>4) 廃熱の利用を行う業種(製造業、鉱業、電気供給業、ガス供給業)</p> <p>5) 使用済物品・副産物の発生抑制、再生資源・再生部品の利用に資する技術(木材を除く土木建築材料の製造に係る技術であって、コンクリートの塊、スラグ、石炭灰又は木くずを原材料として用いることを目的とするもの、纖維の製造に係る技術であって、纖維くずのうち再生資源として利用することが困難</p>

	<p>な물을原材料として用いることを目的とするもの）（施行令第7条）</p> <p>バイオマス関連の特定設備は以下の通り。（第2条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 熱供給施設うち、エネルギー使用合理化に資するもの 2) 廃熱の利用を行う業種（製造業、鉱業、電気供給業、ガス供給業）の熱交換器、ヒートポンプ（施行令第9条） 3) 古紙パルプを成型する方法により古紙を原材料とする容器又は包装材料を製造するために必要な設備（施行令第11条） <p>特定事業活動を行おうとする事業者等は、以下の事項を記載した事業計画（あるいは共同事業活動）を作成し、これを主務大臣に提出して、承認を受けることができる。（第4条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特定事業活動（共同事業活動）の目標 2) 特定事業活動（共同事業活動）の内容及び実施時期 3) 特定事業活動（共同事業活動）に必要な資金の額及びその調達方法 <p>中小企業者はその事業計画を、組合等は自ら又はその構成員である中小企業者の事業計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、事業計画の承認を受けることができる。（第20条）</p>
支援内容	<p>事業所管大臣は、承認共同事業者に対し、必要な情報及び資料の提供その他必要な援助を行うように努める他、共同事業活動の円滑な実施を図るため関係者に必要な協力を要請することができる。（第9条）</p> <p>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、承認事業者等が事業計画に従って行う特定事業活動及び特定設備の設置・改善に必要な資金及の借入れに係る債務の保証を行うとされている。（第10条）</p> <p>中小企業信用保険法に規定するエネルギー対策保険の保険関係で、エネルギー使用合理化事業活動関連保証を受けた中小企業者の債務保証額を優遇する特例がある。（第21条）</p>
対象資源分類	製材工場等残材、建設発生木材、製紙残さ、家畜排せつ物、食品廃棄物、

	水産物残さ、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、機械的加工、高分子利用、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、施設計画、生産、運営管理、マーケティング
関連法	エネルギーの使用の合理化に関する法律